

高知県学校生活協同組合役員選任規約

(総則)

第1条 定款第19条および第20条に規定する役員を選任は、定款の定めのほかこの規約の定めるところによる。

(選任区分及び選任区域)

第2条 役員選任に当たっては、次に掲げる選任区分を設け、理事については第1号及び第2号の選任区分から、監事については第1号の選任区分から役員候補者を選定する。

- (1) 全体区分
- (2) 地域区分
- 2 組合の運営組織全体の観点から、常勤理事及び若干名理事については、前項第1号の選任区分から候補者を選定する。
- 3 理事の地域区分においては、理事会において定める区域ごとに組合員理事の候補者を選定する。
- 4 監事については、第1項第1号の選任区分から候補者を選定する。

(定数)

第3条 役員を選任区分ごとの定数は、定款に定める範囲内において、全体区分では組合の事業及び組織の状況を、地域区分では選任区域ごとの組合員数及び組合員組織の状況を考慮して理事会で定める。

(候補者になることができない者)

第4条 以下の者は、役員候補者となることはできない。ただし、第1号に定める者については、役員に就任する際に総代を退任する場合にはこの限りではない。

- (1) 総代
- (2) 第5条に定める全体区役員推薦委員会又は第6条に定める区域別推薦委員会の委員であって現任理事でない者
- 2 法令の定めにより役員になることができない者のほか、次に掲げる者は役員候補者になることができない。
 - (1) 未成年者
 - (2) 被補助人
 - (3) 破産手続開始の決定を受け、復権していない者

(全体区分の理事候補者及び監事候補者の推薦)

第5条 全体区分の理事候補者及び監事候補者を推薦する機関として、全体区分役員推薦委員会をおく。

- 2 全体区分役員推薦委員会は、次の委員により構成し、委員長を互選する。
 - (1) 理事長が指名した総代 3名
 - (2) 理事会において選任した理事 若干名
- 3 全体区分役員推薦委員会は、委員の3分の2以上の多数により、第3条に基づき理事会が定めた定数において、推薦すべき候補者を決定する。
- 4 全体区分役員推薦委員会は、前項の決定をするときは、決定に係る候補者からあらかじめ承諾を得よう努めるものとする。
- 5 全体区分役員推薦委員長は、前項の規定により推薦すべき候補者を決定したときは、その内容を理事長に報告するものとする。
- 6 理事長は、監事候補者につき前項の報告を受けたときは、すみやかにその内容を特定監事に報告しなければならない。

- 7 監事会議長は、前項の報告を受けたときは監事会を招集し、第3項により全体区分役員推薦委員会が推薦を決定した監事候補者の選任を総代会に付議することに関し、協議にふさなければならない。
- 8 監事会議長は、監事の過半数により前項の同意の可否を決したときは、その結果を理事長に通知するものとする。この場合において、同意が得られなかったときは、監事の協議により監事の候補者を選定し、理事長と協議するものとする。

(地域区分理事候補者の推薦)

- 第6条 地域区分理事候補者を推薦する機関として、理事会で定めた区域ごとに区域別推薦委員会をおく。
- 2 地区別推薦委員会は、次の委員により構成し、委員長を互選する。この場合において、第1号の委員の数は理事会で定めた区域ごとに理事会がこれを定める。
 - (1) 理事長が指名した総代
 - (2) 当該区域から選出された理事
 - 3 理事長は、前項第1号の指名をしようとするときは、その内容につき地区選出理事に諮らなければならない。
 - 4 理事長は、地域区分理事候補者の推薦に先立ち、次の事項を公告し、地域別推薦委員会の推薦を受けることを希望する組合員からの申出を求めるものとする。
 - (1) 役員選任を行う総代会の日時及び場所
 - (2) 第3条に基づき理事会が決定した区域別の理事定数
 - (3) 申出の受付方法及び申出の期限
 - 5 前項の規定により申出をすることができる組合員は、前項の公告のあった日の前月の末日から継続して組合員であるものに限る。
 - 6 区域別推薦員委員会は、第4項の規定により申し出た組合員の中から、委員の過半数の賛同により、第3条に基づき理事会が定めた定数において、推薦すべき候補者を決定する。
 - 7 区域別推薦員委員会は、前項の決定をするときは、決定に係る候補者からあらかじめ承諾を得るよう努めるものとする。
 - 8 区域別推薦委員長は、前項の規定により推薦すべき候補者を決定したときは、その内容を理事長に報告するものとする。

(役員選任議案の決定)

- 第7条 理事長は、前2条の規定による全体区分役員推薦委員会及び区域別推薦委員会の報告並びに第5条第7項による監事との協議を行ったときは、その結果に基づいて総代会に選出する役員選任議案を作成し、理事会に付議しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、監事の過半数の同意を得た監事の選任議案を総代会に提出することを監事が請求したときは、理事長は、その議案を理事会に付議しなければならない。
 - 3 理事会は、前2項の規定により提案された役員選任議案について、法令並びに定款及び規約に違反する場合を除き、総代会に提案することを決定しなければならない。
 - 4 理事会は、役員の就任について各候補者の承諾を事前に得るものとする。

(役員選任議案の通知)

- 第8条 理事会は、法令の定めに従い、総代会の招集通知とあわせて役員選任議案を議案書に掲載して総代会に送付しなければならない。

(役員選任議案の説明及び採決)

- 第9条 理事は、総代会において役員選任議案の内容を説明しなければならない。
- 2 総代会における役員選任議案の採決は、候補者全員を一括して行うものとする。ただし、理事候補者の選任と監事候補者の選任を区別して採決することを妨げない。

(役員就任)

第10条 選任議案が総代会で議決されたときは、直ちに選任された各役員に対してその旨の通知をしなければならない。

2 前項の通知を発した日から1週間以内に就任を辞退する旨の届出がないときは、役員に就任したものとみなす。

(役員補充)

第11条 役員の一部が欠けた場合において、補充の選任を行うときは前各条の規定を準用する。

(細目)

第12条 本規約に定める他、役員選任の実施の細目は理事会において別に定める。

(改廃)

第13条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

附 則

この規約は、2008年5月24日から施行する。

この規約は、2013年6月24日から改正施行する。